

横浜市立大学コアファシリティの利用に関する要領

制 定 令和8年5月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人横浜市立大学固定資産管理規程第18条の規定に基づき本法人におけるコアファシリティの貸付に関する事務手続等を定める。あわせて、研究・産学連携推進センターコアファシリティ部門運営要綱第6条の規定に基づき、研究・産学連携推進センターコアファシリティ部門（以下「コアファシリティ部門」という。）におけるコアファシリティに関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 横浜市立大学コアファシリティは、若手をはじめとするすべての研究者が、研究基盤、データ及び解析技術を活用できる環境を整備し、研究成果の創出及びその社会還元に寄与することを目的とする。

2 本学は、コアファシリティを通じて学内外の連携を促進し、アカデミアと産業界の連携強化及び専門人材の育成・活躍の促進に努めるものとする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) コアファシリティ

各キャンパスの会議体が維持管理し、及び運用する装置及び付属する設備であって、別に定めるものをいう。

(2) 利用

前号の別に定めた機器を用いてデータ等の取得及び試料等の処理等を行うこと（コアファシリティ部門の職員による技術代行又は技術支援等を伴うものを含む。）をいう。

(利用資格)

第4条 コアファシリティを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学の構成員（本学の職員、学生及び横浜市立大学特別研究員等）である者

(2) 前号以外の者（以下「学外者」という。）であって、研究・産学連携推進センターコアファシリティ部門長（以下「コアファシリティ部門長」という）が許可した者

(利用用途の範囲)

第5条 コアファシリティは、その利用用途が次に掲げる要件を全て満たす場合に限り利用することができる。

(1) 利用が、科学技術又は産業技術の発展を目的とする活動の一環であること。

(2) 利用が、本学の研究ポリシーおよび規定等の趣旨に反していないこと。

(3) 利用が、本学の業務遂行上の妨げとなるおそれがないこと。

(利用手続き)

第6条 コアファシリティの利用を希望する者は、当該コアファシリティを管理する各キャンパスの会議体において、所定の手続を経るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学外者がコアファシリティの利用を希望する場合は、事前に研究・産学連携推進センターコアファシリティ部門事務局（以下「事務局」という。）を通じて、コアファシリティ部門長の許可を得るものとする。

3 前項の学外者の利用許可にあたっては、コアファシリティ部門長は、次に掲げる要件が全て満たされていると認める場合に限り、コアファシリティの利用を許可することができる。

- (1) 反社会的勢力等と関係を有していないこと。
- (2) 利用目的に関して、安全保障輸出管理上及び情報管理上の懸念がないこと。
- (3) 利用が、我が国の産業競争力を損なうおそれがないこと。
- (4) 利用、公序良俗に反しないものであること。
- (5) 利用者又は利用者の所属組織が利用料金を支払能力を有していること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、コアファシリティの利用が不相当と認められる特段の事由がないこと。

(利用料)

第7条 事務局はコアファシリティの利用者から利用の対価としての利用料を徴収する。

2 前項の利用料の額は、各コアファシリティ及び利用形態に応じ、次に掲げる費用に基づき算出するが、その考え方は別に定める。

- (1) コアファシリティ利用及び保守管理に関する消耗品費及び光熱水費
- (2) メンテナンス費及びオーバーホール費
- (3) コアファシリティの減価償却費
- (4) 施設等の運営費
- (5) 技術支援に伴う人件費
- (6) コアファシリティの利用に要する事務的経費
- (7) 技術指導
- (8) その他コアファシリティの利用に際し必要な経費

3 コアファシリティ部門長は、教育研究上必要と認めた場合は、利用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用者の責務)

第8条 利用者は、利用の対価としての利用料を、所定の期日までに支払わなくてはならない。

2 利用者は、論文等によりコアファシリティの利用の成果を公表する場合は、当該コアファシリティを利用した旨をコアファシリティ部門指定の書式に従い記載をしなければならない。

3 利用者は、コアファシリティの運用に関わる基礎データ収集に協力しなければならない。

4 利用者は、分析結果、加工品等のコアファシリティを利用して得た全ての成果物

の譲渡又は転売等により、利益を得てはならない。

- 5 利用者は、コアファシリティの利用により得た知見により特許出願を行う際には、報告しなければならない。

(損害賠償義務)

第9条 利用者は、コアファシリティを汚損、損害、若しくは滅失し、又はこの要領に違反したことにより本学に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

- 2 専任教員以外の利用にあつては、受け入れ教員は利用者と同等の損害賠償の責任を負う。

(知的財産権)

第10条 利用者がコアファシリティを利用したことにより得られた知的財産権は、原則として利用者に帰属するものとする。ただし、コアファシリティ部門の職員による技術支援等を受けた場合又は当該知的財産権がコアファシリティ機器等若しくはコアファシリティ部門があらかじめ用意した操作、運転等の方法に係るものである場合には、利用者は、コアファシリティ部門と当該知的財産権の帰属について、協議するものとする。

(法令等の遵守)

第11条 利用者は、コアファシリティの利用にあつては、この要領のほか、本学の規則及び関連する法令等を遵守しなければならない。

(免責)

第12条 コアファシリティ部門は、利用者にコアファシリティの利用方法等において重大な誤りがあり、かつ、当該誤りについてコアファシリティ部門に故意又は重大な過失が認められない場合には、損害賠償責任を含む一切の法的な責任を負わないものとする。

- 2 前項において、当該誤りについてコアファシリティ部門に故意又は重大な過失が認められた場合、コアファシリティ部門は利用者と協議のうえ、次の各号のいずれかにより対応するものとする。

- (1) コアファシリティ部門の費用負担による当該コアファシリティの利用のやり直し
- (2) 当該利用に関して利用者が支払った利用料の返還
- (3) 利用者がコアファシリティを利用して得た成果物を利用することにより生じた損害について、コアファシリティ部門は、一切の責任を負わないものとする。

(非公開契約)

第13条 第4条第2項第2号に該当する者は、機密性の高い利用について、本学と成果非公開契約又は利用非公開契約を締結することができる。この場合において、コアファシリティ部門は、第7条に規定する利用者の責務の一部を免除することができる。

附則

- 1 この要領は、令和8年5月1日から施行する。